

春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の4第4第8項の規定に基づき、住民基本台帳カードの利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民基本台帳カード 法第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。
- (2) 自動交付機 本市の電子計算機と通信回線により接続された本市が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。

(利用目的)

第3条 住民基本台帳カードの利用目的は、次に掲げるサービスを市民に対し提供することとする。

- (1) 自動交付機により住民票の写しを交付するサービス
- (2) 自動交付機により印鑑登録証明書を交付するサービス
- (3) 自動交付機により税に関する証明書を交付するサービス

(利用資格)

第4条 前条各号に掲げるサービスを利用することができる者は、本市において法第30条の4第3項の規定により住民基本台帳カードの交付を受けている者とする。ただし、次に掲げる者は、当該サービスを利用することができない。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 成年被後見人

(利用手続)

第5条 第3条各号に掲げるサービスを利用しようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請をした者の住民基本台帳カードに当該申請に係るサービスを提供するために必要な情報を記録するものとする。

(個人情報管理)

第6条 市長は、第3条各号に掲げるサービスを提供するために、住民基本台帳カードに記

録された個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(春日部市印鑑条例の一部改正)

2 春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>登録者は、自動交付機（本市の電子計算機と通信回線により接続された本市が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により前条の規定による証明を受けようとするときは、印鑑登録証又は春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）第5条第2項の規定により必要な情報が記録された住民基本台帳カードにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p>	<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、自ら自動交付機に印鑑登録証を使用して暗証番号（印鑑登録証の不正な使用を防止するための4けたのアラビア数字をいう。）や必要な事項等を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p>